

令和元年10月4日

PTA 会員 各位

千葉県立松戸国際高等学校  
PTA会長 渡辺 千尋  
校長 加茂 進

PTA会則の一部改正について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成31年4月から保護者設置の冷房のうち普通教室に係る経費に関しては県が負担することとなったことに伴い、先日、PTA空調にかかる会費の減額について書面による臨時総会を行い、会員の皆様から書面議決書をご提出いただきました。その結果、賛成がPTA会則第9条に規定された「会員の1/2以上の出席（議決書の提出）及びうち過半数の賛成」を超えましたので、下記のとおり規程の一部改正を決定いたしましたことをご報告申し上げます。

記

「PTA会費等に関する規程」を一部改正する。

〈改正前〉

PTA会費等に関する規程

第1条 第2条 省略

第3条 会費は、月額 一般会計120円、特別会計580円・特別会計(空調設備運営費)  
1,600円とし、一般会計は、保護者及び本校会員から、特別会計は、生徒一人  
当たりとする。  
なお、授業料減免者家庭についても、全額集金する。

附則 1～6 省略

〈改正後〉

PTA会費等に関する規程

第1条 第2条 省略

第3条 会費は、月額 一般会計120円、特別会計580円・特別会計(空調設備運営費)  
765円とし、一般会計は、保護者及び本校会員から、特別会計は、生徒一人  
当たりとする。  
なお、授業料減免者家庭についても、全額集金する。

附則 1～6 省略

7 令和元年9月20日一部改正（平成31年4月1日適用）